

請求人 様

新宿区監査委員	白 井 裕 子
同	小 池 勇 士
同	國 井 政 利
同	豊 島 あつし

新宿区職員措置請求について（通知）

令和元年 12 月 17 日付けで提出された新宿区職員措置請求書（收受番号第 5287 号）に基づく職員措置請求（住民監査請求）については、下記の理由により却下することに決定したので通知します。

記

1 事実経過

請求人は、令和元年 12 月 17 日（以下、年号は特に明示しない限り令和元年である。）、新宿区監査委員に対し、未徴収の区立の認可保育園の保育料（以下「未徴収保育料」という。）について滞納処分を一律に怠っていること（延滞金債権について滞納処分を一律に怠っていることを含む。）が、新宿区使用料その他収入金の督促及び滞納処分に関する条例（昭和 40 年新宿区条例第 14 号。以下「督促等条例」という。）第 5 条に反し違法である旨の住民監査請求を行った。

2 却下の理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 1 項において、住民監査請求の対象となる怠る事実として、「違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実」と規定されている。

督促等条例第 5 条において、滞納処分に着手する場合として、「収入金について督促を受けた者が督促状に指定する期限までに納付すべき金額を納付しない場合において、当該収入金が地方自治法第 231 条の 3 第 3 項の規定により地方税の滞納処分の例により処分できるものであるとき」と規定されている。

請求人は、未徴収保育料について滞納処分を一律に怠っていることは、この督促等条例第 5 条に違反しており、これによって、本来滞納処分により得られるはずであった金銭的な実損害が区に発生し、これを補填するために必要な措

置をとることを求めている。

また、請求人が本件請求の対象とした未徴収保育料に係る滞納処分について、その法的根拠を確認したところ、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 56 条第 7 項の規定により地方税の滞納処分の例により処分することができるものであった。

これらを本件請求についてみると、請求人は、未徴収保育料について滞納処分を一律に怠っていることの違法性に関して、督促等条例第 5 条に違反していると主張しているが、同条は、上記のとおり、当該収入金が地方自治法の規定により地方税の滞納処分の例により処分できるものであるときに適用されるべきものであり、児童福祉法を根拠として滞納処分を行う未徴収保育料について同条が適用される余地はなく、請求人の主張する違法性は根拠を欠いている。

また、請求人は、もう一つの怠る事実として、延滞金債権について滞納処分を一律に怠っていると主張しているが、未徴収保育料に対する延滞金については、請求人から 10 月 8 日付けで提出された新宿区職員措置請求書（収受番号第 5203 号）に基づく住民監査請求に係る監査結果において、賦課及び徴収が行われている事実はないことが確認されており、そもそも滞納処分に着手すべき延滞金が存在せず、請求人の主張する怠る事実の存在は認められない。

よって、本件請求は、地方自治法第 242 条第 1 項に規定する要件を具備しているものとは認められず、同条に定める住民監査請求として不適法である。